

企客第93号
令和4年5月16日
(2022年)

(公社)石川県宅地建物取引業協会 会員各位

金沢市公営企業管理者
平嶋 正実
(公印省略)

給排水設備工事の適正な管理について(通知)

日頃より本市上下水道事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

給排水設備工事については、金沢市水道給水条例及び、金沢市公共下水道条例により、管理者の承認を受けた上で、金沢市企業局の指定工事事業者が行うこととなっています。

無資格工事、無届工事が判明した場合は、給水停止処分^{*1}あるいは、過料処分^{*2}となりお客さまに迷惑がかかるおそれがあります。金沢市指定工事店一覧より工事事業者を選定するとともに、工事申請手続きが適正にされているか、確認いただきますようお願いいたします。

※1：金沢市水道給水条例第31条の2第2項

『管理者は、給水を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないと認めるときは、その者に対し、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。』

※2 金沢市公共下水道条例第18条

『次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1)第5条（排水設備等の計画の確認）の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者（略）』

指定工事店一覧
はこちらから



金沢市企業局お客さまサービス課

水道担当：春日・出嶋

電話：076-220-2624

下水道担当：廣田・吉藤

電話：076-220-2377

簡易専用水道の衛生管理について

～ 飲料水の汚染を未然に防止し、いつでも安全安心な水を供給するために ～

簡易専用水道とは？

水道(金沢市企業局)から供給される水のみを水源として、貯水槽に溜めてから給水する水道のうち、貯水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものです。

簡易専用水道の管理

- * 水道法第34条の2第2項
- * 水道法施行規則第55,56条

設備や水槽内の飲料水の衛生管理については水道法などに規定されています。設置者や管理者の方は責任をもって管理を行いましょう。

① 施設の管理

貯水槽の定期検査（年1回以上）

* 登録検査機関(裏面の表1)に依頼し、受検してください。

貯水槽の清掃（年1回以上）

施設の日常点検

- * 貯水槽周囲は清潔ですか？ 貯水槽本体やマンホール等に破損はありませんか？
- * 地震・台風・凍結等、自然災害の発生時にも速やかに点検を行いましょう。

② 水質の管理

水の状態の確認

* 水の色・濁り・臭い・味に異常がないか、毎日確認しておきましょう。

水質検査（年1回以上）

- * 水質検査機関(裏面の表2)に、簡易13項目(裏面の表3)以上の検査を依頼しましょう。
- * 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける施設の場合は、別途基準があります。

③ 記録の管理

水道設備の図面（永久保存）

* 貯水槽等の設備の配置や給水系統がわかる図面を保管しておきましょう。

水道の管理記録（5年保存）

* 貯水槽の定期検査や清掃の報告書、水質検査成績書なども保管しておきましょう。

水質に異常を認めたときは！

- ◎ 直ちに保健所に連絡し、指導に従ってください。
- ◎ 利用者に飲用しないよう周知してください。
- ◎ 必要に応じて、給水の停止を行ってください。
- ◎ 近隣や直結直圧の水栓から代替水を確保してください。
- ◎ 給水再開等については、保健所の指導に従ってください。

*** 利用再開は異常の原因が取り除かれ、水質検査により安全が確認されてから！！**

表1 貯水槽の法定検査機関（石川県内に事業所がある登録検査機関）

登録検査機関名称	営業所の所在地	TEL	FAX
(一財)石川県予防医学協会	金沢市神野町東115	269-2344	269-3663
(一財)北陸保健衛生研究所	金沢市太陽ヶ丘3-1-2	224-2122	224-2132
環境未来(株)	金沢市藤江南1-7-1	255-3956	255-3957
(株)総合保健センター	金沢市神野3-11-1 アンビシャス	259-0838	259-0699
(株)金沢環境サービス公社	金沢市御影町23-10	241-3161	242-9881
福井県環境保全協業組合	金沢市彦三町1-2-1	293-1834	293-1881

表2 水質検査機関（石川県内に事業所がある登録検査機関）

水質検査機関名	所在地	電話番号
(一財)北陸保健衛生研究所	金沢市太陽ヶ丘3-1-2	224-2122
(株)エオネックス	金沢市東蚊爪1-19-4	238-1181
環境未来(株)	金沢市藤江南1-7-1	255-3956

表3 水質検査項目（簡易13項目）

項目名	水道水質基準	項目名	水道水質基準
1 一般細菌	100/mL以下	7 Ca,Mg等(硬度)	300mg/L以下
2 大腸菌	検出されないこと	8 有機物(TOCの量)	3 mg/L以下
3 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	9 pH値	5.8以上8.6以下
4 硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L以下	10 味	異常でないこと
5 鉄	0.3mg/L以下	11 臭気	異常でないこと
6 塩化物イオン	200mg/L以下	12 色度	5度以下
		13 濁度	2度以下

*検査料金等につきましては、各検査機関にお問い合わせください。

【簡易専用水道の届出について】

- 簡易専用水道に該当する場合
- 届出内容に変更がある場合
- 簡易専用水道に該当しなくなった場合

保健所に届出が必要です

*様式につきましては、市HPをご覧ください
 だか、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】 金沢市保健所衛生指導課

金沢市西念3丁目4番25号

TEL 234-5114 FAX 220-2518

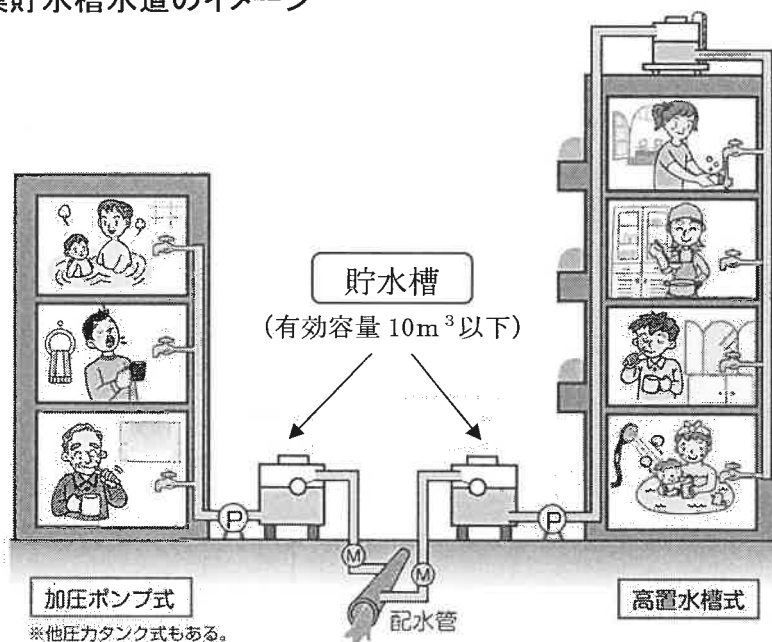
小規模貯水槽水道の管理に努めましょう

小規模貯水槽水道とは？

3階建て以上の建物や水道水をたくさん使用する施設の多くでは、いったん水道水を受水槽に貯め、各住居や事務所等に水道水を供給しています。このうち貯水槽の有効容量が 10m^3 以下のものを小規模貯水槽水道と呼んでいます。

* 貯水槽の有効容量が 10m^3 を超えるものは簡易専用水道と呼ばれています。

小規模貯水槽水道のイメージ



小規模貯水槽水道の管理について

金沢市内に設置されている小規模貯水槽水道は金沢市水道給水条例に基づき以下の管理に努める必要があります。

小規模貯水槽水道の設置者が努める管理

(金沢市水道給水条例第37条第2項及び金沢市水道給水条例施行細則第27条)

- ① 貯水槽と設備等の定期的な清掃(1年以内ごとに1回)と点検
- ② 水に異常や汚染があった場合の適正な処置(給水の停止、関係者への周知、水質検査等)
- ③ 1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関による検査(水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査)

○清掃業者の問い合わせ

日頃、管理されている業者にお問い合わせください。

* なお、下記でも清掃業者を紹介してもらえます。

(一社) 石川県ビルメンテナンス協会

石川県金沢市新神田5丁目25番1号 新神田ビル4F

TEL 076-214-6205

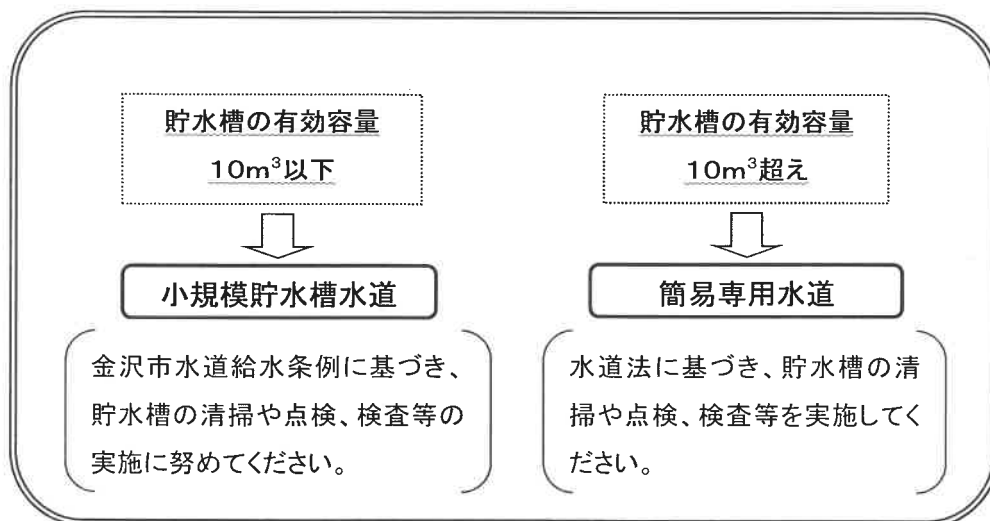
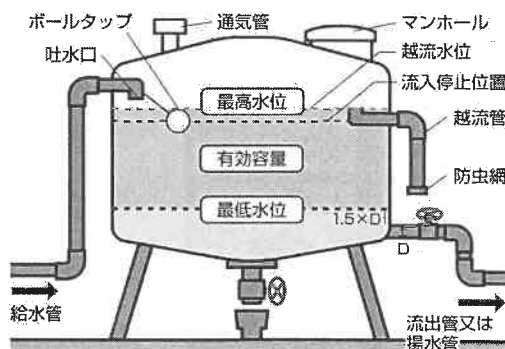
○厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関（金沢市内に事業所があるもの）

名称	所在地	電話
(一財)北陸保健衛生研究所	金沢市太陽が丘3丁目1番2号	076-224-2122
(株)エオネックス	金沢市東蚊爪町1丁目19番地4	076-238-1181
環境未来(株)	金沢市藤江南1丁目7番1号	076-255-3956

○参考

・貯水槽の有効容量とは？

有効容量とは最高水位と最低水位の間の水量のことで、有効に使用できる部分の容量をいいます。



リーフレットに関するお問い合わせ先

石川県金沢市広岡3丁目3番30号

金沢市企業局 お客さまサービス課

担当:水道設備係

TEL 076-220-2624

 金沢市企業局

BUREAU OF
WATERWORKS
AND SEWERAGE
KANAZAWA